平成２７年（フ）第１１５号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1196番地２
債務者　**齋藤**　　明
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
山梨県甲府市相生３丁目８番６号
債務者　田中　基生
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1206号
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番10―402号
債務者　西崎　光男
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
徳島県徳島市春日３丁目１番48―601号、旧住所愛媛県四国中央市下柏町507番地１
債務者　藤本　　幸
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２号
福岡県久留米市国分町687番地　真子ビル２202号
債務者　荒巻小百理
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１７８号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田1630番地６、前住所宮崎市江平西１丁目５番49号　サーパス神宮参道503号
債務者　岡本　博美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４５号
宮城県遠田郡美里町関根字道明71番地２
債務者　木村　　浩
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
宮城県大崎市古川旭１丁目10番12号　金山ハイツＢ棟１号
債務者　鐵本　健一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
宮城県栗原市高清水中町30番地10
債務者　小林　達廣
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
兵庫県宝塚市南口１丁目３番24―301Ｂ号、前住所兵庫県宝塚市月見山２丁目20番８号
債務者　上木　久志
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
兵庫県伊丹市西野５丁目334番地　県住西野第４　304号
債務者　工藤　幸代
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番１―405号
債務者　橋本真由子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２６号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目９番35号　リアンジェ304号、住民票上の表記兵庫県尼崎市椎堂１丁目９番35号　メインステージ園田304号
債務者　久米　靖行
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３９号
兵庫県尼崎市小中島１丁目19番４号　アネックス小中島201号
債務者　野田秀美こと　尹　　秀美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０号
愛媛県南宇和郡愛南町中川687番地　羽田アパート
債務者　幸田眞利子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部